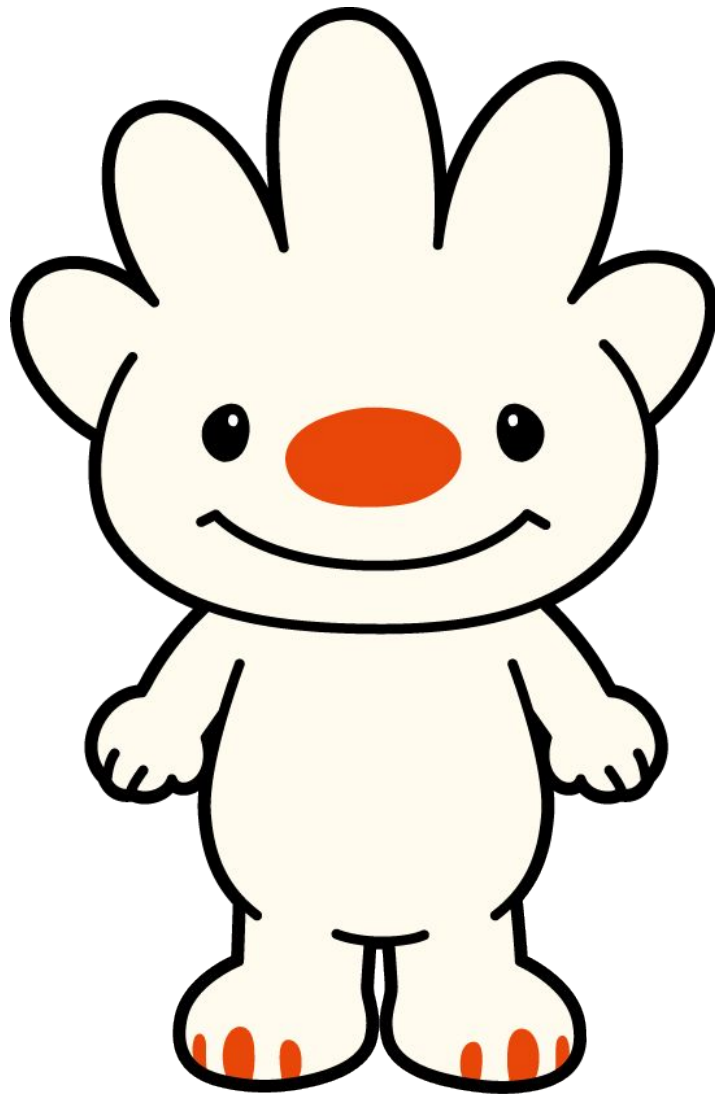


手稲区マスコットキャラクター「ていぬ」 使用の手引き



©TEINE WARD SAPPORO

- ※ この手引きは「ていぬ」を利用する皆様が円滑に申請を行えるように作成した資料です。申請する前に必ずお読みいただき、使用基準や様式もご確認の上、ご利用ください。
- ※ 手引きは随時改正されます。申請前に必ず最新版をご確認ください。

ていぬ活用委員会
手稲区地域振興課
最終改定2026.6.1

【目次】

第1章 はじめに	… P1
第2章 プロフィール	… P2
第3章 「ていぬ」の使用について	… P3
(1) 申請の流れ	… P3
(2) イラスト使用に係る申請要否について	… P3
(3) 基本事項	… P4
(4) 特定のイメージ・性格付けについて	… P5
(5) セリフなどについて	… P6
(6) イラストの使用について	… P7
(7) 立体化について	… P7
(8) 着ぐるみの使用について	… P8
(9) 商標について	… P8

第1章 はじめに

手稲区マスコットキャラクターていぬ(以下、「ていぬ」という。)は、手稲区区制20周年を契機に、手稲区に活力を与え、手稲区への愛着を深めてもらうことを目的として平成21年に誕生しました。

「ていぬ」は、手稲区民の皆さんをはじめ多くの方に活用され、愛されてこそ、本来の目的を果たすことができると考えています。

誰もが「ていぬ」を使用することができるように、また、その使用により「ていぬ」そのものや手稲区のイメージを損なうことがないよう、使用基準を定めておりますが、さらに皆様に分かりやすくルールをお伝えするため、この手引きを作成しました。

「ていぬ」がより一層愛され、手稲区が魅力ある地域になるよう、ルールを守って活用をお願いいたします。



©TEINE WARD SAPPORO

第2章 プロフィール

ていぬプロフィール☆		
名前	ていぬ	頭が手の形をした犬（シロクマ・うさぎでは？といった意見もあるが…）ということから名付けられた。「ていぬ」→「ていぬ」ダジャレの意味も込めてこの名前に。皆さんもご存知のとおり、手稲区のキャッチフレーズは「ていぬっていいぬ。」ですから。
性別	？	「ていぬ君」と呼ばれることが多いので、男のようであるがはっきりしたことはわかっていない。「ていぬちゃん」、「ていぬさん」など呼んでも振り返ります。
年齢	20歳以上	平成元年11月6日に手稲山で発見されたので、少なくとも20歳は超えている。人間でいえば大人なので、お酒も結構いける口です。
好きなもの	大浜みやこかぼちゃ さっぽろスイカ クリームパン	かぼちゃ、スイカはやっぱり手稲区ですから。鼻の色は、かぼちゃ、スイカの食べ過ぎでなっつらしい。クリームパンはなんとなく顔が似ているから…（似てますよね？）。
苦手なもの	暑（熱）さ	犬のように自分で体温調節ができないから。ちなみに猫舌。
悩みごと	自分が犬なのか 人間なのか わからない	本人的には人間だと思っているが、お手といわれるとつい…。ただいま人間の言葉を勉強中。
	インターネットで 「ていぬ」 と検索すると…	「すていぬ」検索されてしまうことが多い。みんな「ていぬ」と検索してください。
趣味	犬と散歩	自分が犬ではないことを主張できるから。



【ていぬ住民票】

ていぬ特別住民票

氏名	ていぬ
続柄	世帯主
住所	札幌市手稲区前田1条11丁目1番10号
住所を定めた日	平成25年7月23日
好きな食べもの	大浜みやこかぼちゃ、サッポロスイカ

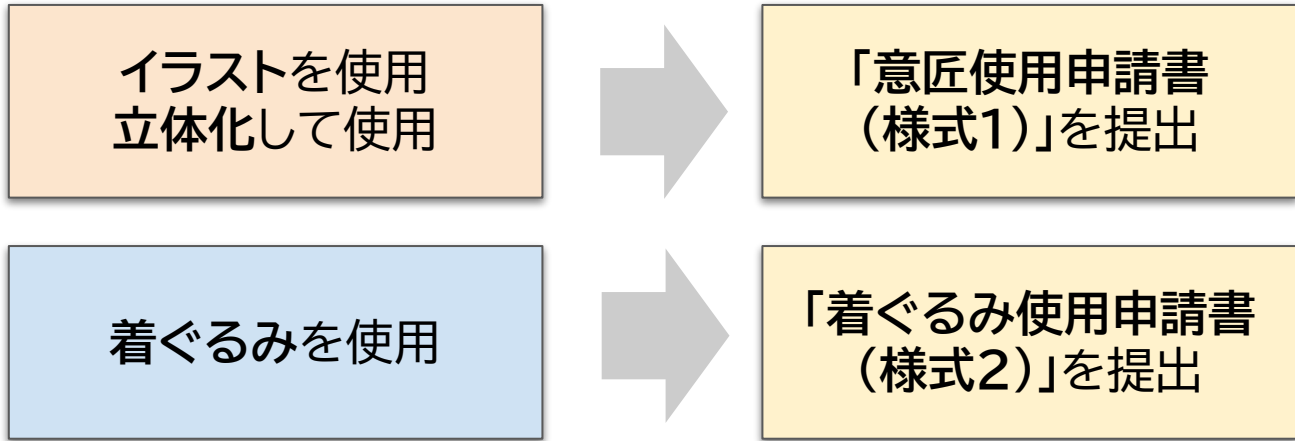
この住民票は手稲区マスコットキャラクター「ていぬ」を特別住民登録した記念に発行したもので、一般の住民票ではありません。

平成25年7月23日
札幌市手稲区長 本間 敬久

第3章 「ていぬ」の使用について

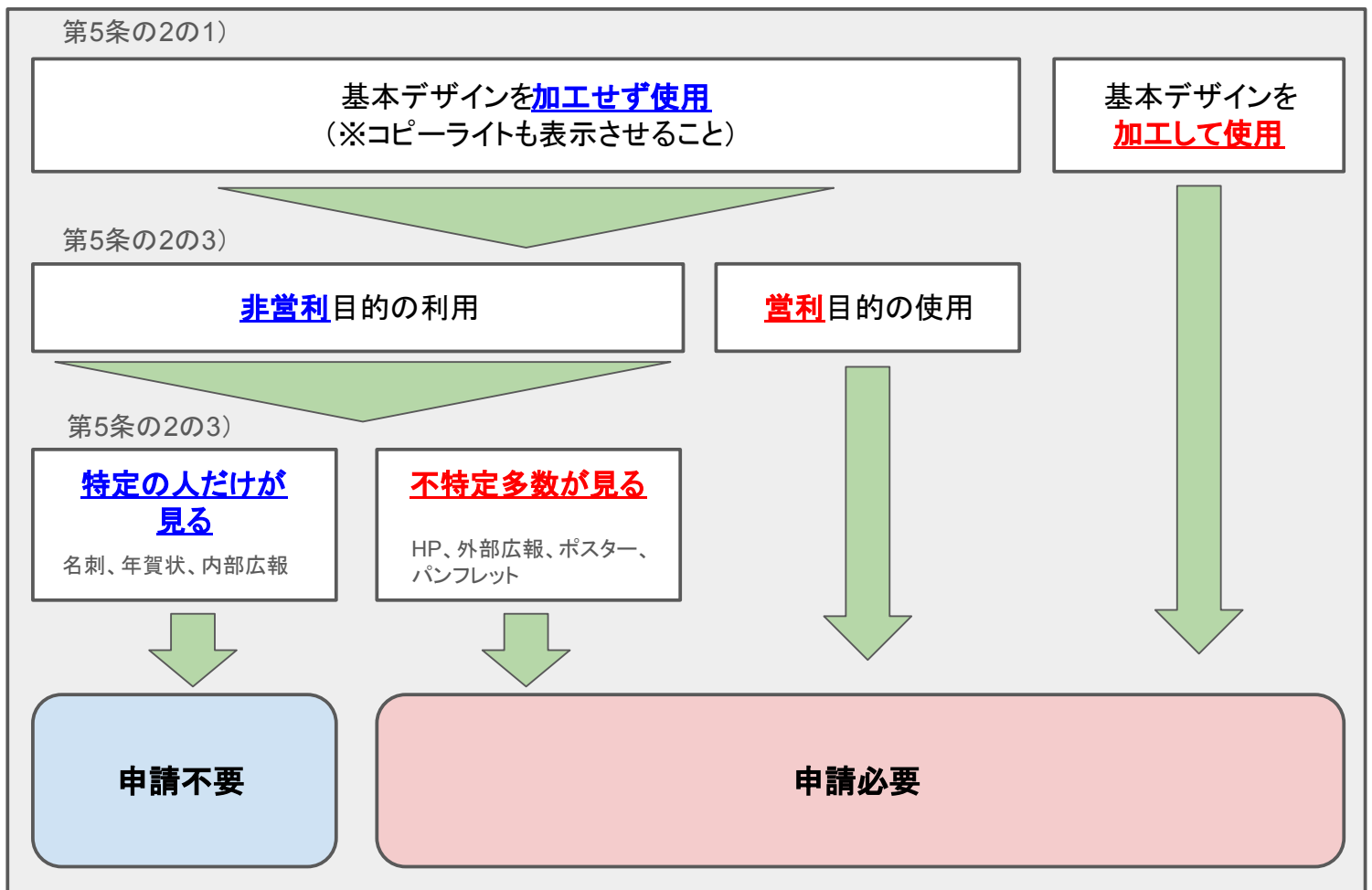
(1) 申請の流れ

ていぬを使用する場合は、基本的に**事前の申請が必要**です。本手引きや「ていぬ使用基準」をよく読んだ上で、申請書を「ていぬ活用委員会事務局(手稲区地域振興課)」に提出してください。



(2) イラスト使用に係る申請要否について(使用基準第5条)

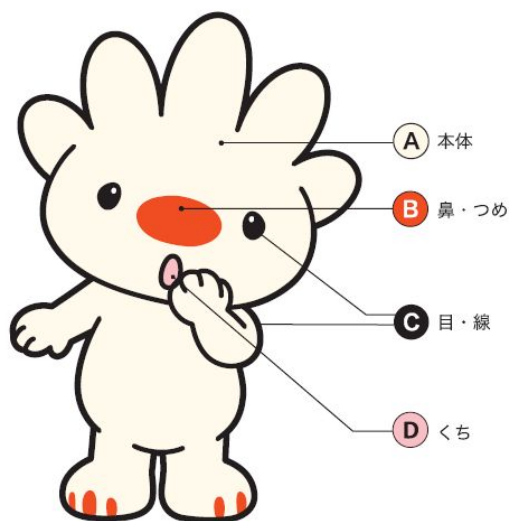
イラストを使用する場合、使用方法や目的によって申請の要否が異なります。下記フローチャートを参考に申請してください。



第3章 「ていぬ」の使用について

(3) 基本事項

- 「手稲区マスコットキャラクターていぬ使用基準」の内容を遵守し、前文に記載する趣旨をご理解いただいた上で「ていぬ」を活用してください。
- 「ていぬ」の基本デザイン(使用基準第2条第2号のダウンロードデータを指す。)は手稲区公式ホームページ「ていぬの部屋」で公開しております。
<https://www.city.sapporo.jp/teine/20pj/character/room.html>)
- 「ていぬ」の色は、下記の基本カラーを使用してください。
ただし、基本カラーを変更して使用しようとする場合は、事前にていぬ活用委員会へご相談ください。



基本カラー指定

▼特色	▼プロセスカラー
DIC 945 乳白 (日本の伝統色)	Ⓐ M2+Y8
DIC159	Ⓑ M85+Y100
墨 100%	Ⓒ K100
	Ⓓ M30+Y10

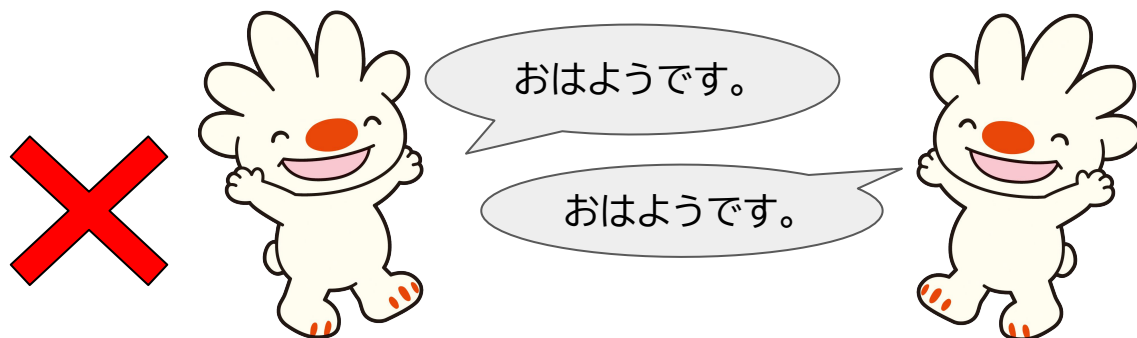
- 以下に掲げる事項については、「ていぬ」を使用できません。
(使用基準第10条)
 - ①法令及び公序良俗に反するものと認められる、または反するおそれがある場合
 - ②手稲区の信用や品位を傷つけ、又は手稲区のイメージを損なうと認められる場合
 - ③「ていぬ」のキャラクター性や世界観を損なうと認められる場合
 - ④特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表明し、又は支援しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
 - ⑤第三者の利益を不当に害すると認められる場合
 - ⑥その他、使用を承認することが適当でないと認められる場合

(4) 特定のイメージ・性格付けについて

「ていぬ」のキャラクター性を守るため、プロフィールから想定できない特定のイメージや性格付けにつながる使用はしないでください。

●例1)「ていぬ」が複数存在するような配置

(例) あたかも「ていぬ」が複数存在しているかのようなデザインはしないでください。



●例2)プロフィールから想定できない利用

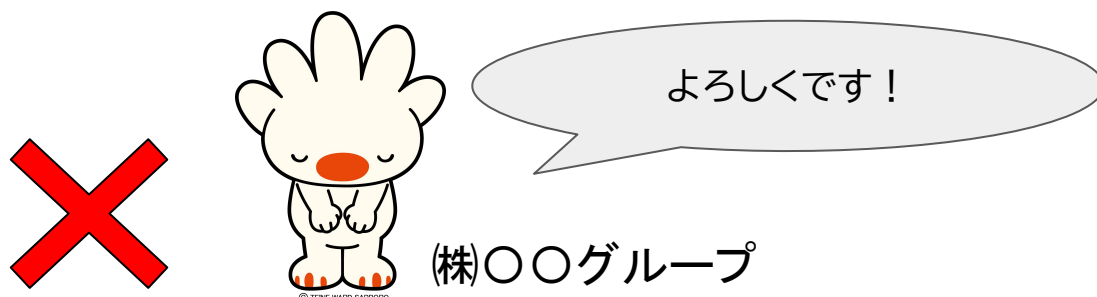
また、プロフィールそのものも追加・改変しないでください。

(例) 喫煙、お父さんていぬ、お母さんていぬ、辛いものが好き など



●例3)特定の団体・企業等のマスコットキャラクターと誤認される配置

(例) 団体名やロゴの近くに「ていぬ」デザインを配置 など



(5) セリフなどについて

- セリフや心の声などを表示する場合は、事前申請が必要です。
- 原則、表現できるものは「ていぬ語」のみです。
- 「ていぬ語」は語尾が「～です。」または「～ですよ。」で終わります。
- 「ていぬ」のキャラクター性を守るため、ネガティブな表現や、特定の人や団体、思想などを推すあるいは批判する表現は認められません。
- 「ていぬ」のキャラクターにない趣味・嗜好・思想等を表すものは認められません。
- セリフは吹き出しが基本ですが、吹き出しはなくとも「ていぬ」との位置関係によりセリフと認識されるものについても同様に取り扱います。



(6) イラストの使用について

- 「ていぬ」の基本イラストは、手稲区公式ホームページ「ていぬの部屋」にてダウンロードができます。原則として縦横比を変えずに使用してください。
(<https://www.city.sapporo.jp/teine/20pj/character/room.html>)
- 使用の際にはコピーライト(©TEINE WARD SAPPORO)を表示してください。
- 縦横比を変更したり、コピーライトを表示させない場合は使用申請が必要です。
- 事前に使用申請を行い、承認を受けることで、ポーズの変更や衣装の着用、物や道具を持たせること等が可能です。
- 既存のイラストデータのシルエット利用は認めます。
原則、通常のイラストと同じルールで利用していただきます。

(7) 立体化について

- 「ていぬ」について、立体化を行う場合は事前申請が必要です
- 「ていぬ」のデザインの立体物と認められない場合は、「ていぬ」としての立体化はできません。
- 立体化にあたっては、基本カラーを遵守してください。
なお、立体物の素材などにより、基本カラーの変更を希望する場合は、事前にていぬ活用委員会へご相談ください。

(8) 着ぐるみの使用について

- 「手稲区マスコットキャラクターていぬ使用基準」の内容を遵守し、前文の趣旨をよく理解した上で「ていぬ」の着ぐるみを活用してください。
- 着ぐるみは、手稲区内での使用が基本です。
- 営利目的で使用する場合及び手稲区外で使用する場合は、原則「手稲区マスコットキャラクターていぬ」と書かれたたすきを着用させてください。
- 「ていぬ」の使用において、特定の人や団体、思想などを推すあるいは批判することは禁止されているため、街頭演説や募金の際に、着ぐるみを使用することはできません。
- 「ていぬ」は、手稲区に活力を与え、手稲区への愛着を高めてもらうことを目的としているため、着ぐるみを個人利用のために使用することはできません。
- PR動画などに「ていぬ」の着ぐるみを使用する場合も、事前に動画内容等について申請する必要があります。

(9) 商標について

- 「ていぬ」に関する一切の権利及び権限は管理者である、ていぬ活用委員会に属し、「ていぬ」を使用する者が自己のものとして商標及び意匠として登録することはできません。